適格消費者団体特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット(以下「当団体」という。)は、結婚相談所を営む株式会社リーブに対して、平成29年1月11日に新聞広告とパンフレットやHPにおける記載に関する改善申入れを行い、平成29年8月15日に、契約書中の中途解約条項などに関する差止請求を行いました。その後、下記のとおりの対応を得ることができましたので、問題は解消したと考えられ、今回の申入れ活動は終了することといたしました。

申入れの対象とした事業者名 株式会社リーブ

記

1 質問書の送付

平成28年9月6日、質問書を送付しました。

質問事項① 体験お見合いについて、新聞広告に記載されたように5000円の費用だけで実際に 会うことができるのか

質問事項② 「体験お見合い」「体験入会コース」「正会員コース」において受けることのできるサービスの違いを明確に説明してほしい

質問事項③ 体験お見合いの実績を、直近3か年度におけるものを回答されたい

これに対し、平成28年9月28日、株式会社リーブから回答が届き、質問事項①については、お見合いの申込みをしても不成立となることがあり、不成立でも体験お見合いは終了になる旨、質問事項②については体験入会コースが同社の紹介システムの可用性、実用性を体験するためのコースである旨など、質問事項③については回答を控える旨の回答がなされました。

2 申入書の送付

平成29年1月11日、申入書を送付しました。

- 申入事項① 新聞や雑誌においてリーブが行っている広告で「体験お見合い」に関する広告がおとり広告 (不当景品類及び不当表示防止法(以下「景表法」)5条1項3号、おとり広告 に関する表示1号または4号)に該当すると考えられることから、これを掲載しないこと
- 申入事項② 「体験入会コース」の案内文書中、体験入会コースにおいては実際に会ってのお見合いができないにもかかわらず、「お見合い料無料」などとあたかも会うことができるかのような記載があるものを削除し、実際のお見合いを実施することが同コースに含まれない旨明確に説明すること(景表法 5 条柱書、同条 2 号、消費者契約法 4 条 1 項 1 号、同条 2 項など)
- 申入事項③ 顧客が「体験入会コース」登録申込時に特定商取引法4条、5条の法定書面を交付すること

これに対し、平成29年2月10日、株式会社リーブから回答が届き、申入事項①については、体験お見合いの広告は取りやめる旨、申入事項②については、誤解を受ける表記をパンフレットから削除する旨、申入事項③については、体験入会コースが特定商取引法の適応除外に該当する旨の回答がなされました。

3 差止請求書の送付

平成29年8月16日、差止請求書を送付しました。

契約時に作成される会員規約承諾書中の、(1)クーリングオフに関する記載部分が、ク

ーリングオフ妨害がなされていない場合には、クーリングオフをしても同社から違約金や費用の請求を受ける余地があると読め、無条件でのクーリングオフを認めた特定商取引法48条1項及び4項よりも消費者に不利な条項として無効となること、(2)同書中の、中途解約に関する記載部分が、1年コースでも会員期間が6か月、残り6か月は無料更新期間とすることで、6か月経過以後に中途解約するとほとんど返金がなされず、6か月経過前に中途解約をしても著しく返金額が少なくなるとされており、特定商取引法49条2項に定められた金額を超えた違約金等を定めるもので、同行よりも消費者に不利な条項として無効となること、から、

差止請求事項① 上記(1)(2)の条項を含む入会契約の締結をしないこと

差止請求事項② 上記(1)(2)の条項を記載した会員規約承諾書や契約書等取引書類を廃棄すること

差止請求事項③ 上記(1)(2)の条項を記録した電磁的記録を同社ウェブページから削除すること

これに対し、平成29年8月22日、株式会社リーブから回答が届き、上記(1)(2)の条項について表示を改善する旨の回答がなされ、上記(1)(2)について上記内容に改訂した会員規約承諾書等が添付されていました。(終了)

以上